

原 発 本 第 7 号

2023年4月12日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申 請 者 名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、川内原子力発電所原子炉施設保安規定について、下記のとおり変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和58年7月6日付けの58資庁第10017号で認可を受け、昭和59年8月3日付けの59資庁第8966号、昭和59年8月17日付けの59資庁第10192号、昭和60年1月30日付けの59資庁第17525号、昭和63年2月23日付けの62資庁第16340号、平成元年3月31日付けの元資庁第3507号、平成2年3月23日付けの2資庁第1878号、平成3年5月13日付けの3資庁第3840号、平成5年2月2日付けの4資庁第14734号、平成6年2月28日付けの6資庁第471号、平成7年5月19日付けの7資庁第4157号、平成8年5月22日付けの8資庁第3207号、平成9年7月23日付けの平成09・06・12資第10号、平成13年1月5日付けの平成12・09・20資第9号、平成13年2月23日付けの平成13・02・15原第21号、平成13年3月30日付けの平成13・03・23原第7号、平成13年10月11日付けの平成13・09・18原第3号、平成14年3月8日付けの平成14・02・08原第26号、平成14年10月22日付けの平成14・09・27原第8号、平成15年5月15日付けの平成15・04・22原第5号、平成16年5月18日付けの平成15・12・25原第26号、平成16年9月1日付けの平成16・07・20原第6号、平成17年6月28日付けの平成17・06・13原第25号、平成18年2月22日付けの平成18・01・27原第14号、平成19年5月18日付けの平成19・05・08原第7号、平成19年12月13日付けの平成19・09・28原第26号、平成19年12月13日付けの平成19・11・30原第19号、平成20年3月19日付けの平成20・02・29原第59号、平成20年6月6日付けの平成20・05・13原第5号、平成20年8月22日付けの平成20・07・11原第11号、平成20年12月12日付けの平成20・10・31原第11号、平成21年9月11日付けの平成21・08・03原第6号、平成22年2月22日付けの平成22・01・20原第8号、平成22年6月22日付けの平成22・05・21原第8号、平成23年5月6日付けの平成23・04・04原第40号、平成23年5月11日付けの平成23・04・21原第11号、平成23年6月16日付けの平成23・05・19原第24号、平成24年3月7日付けの平成24・02・16原第11号、平成24年6月21日付けの平成24・05・23原第5号、平成24年9月6日付けの20120717原第31号、平成25年2月13日付けの原管P収第121212002号、平成25年6月17日付けの原管P発第1306172号、平成26年6月9日付けの原規規発第1406093号、平成27年5月27日付けの原規規発第1505273号、平成27年8月5日付けの原規規発第15080516号、平成27年11月18日付けの原規規発第1511185号及び平成28年3月24日付けの原規規発第16032421号、平成29年2月8日付けの原規規発第1702089号、平成29年8月25日付けの原規規発第1708251号、平成30年1月10日付け原規規発第1801101号、平成30年6月26日付け原規規発第1806266号、平成30年12月17日付け原規規発第18121710号、平成31年2月13日付け原規規発第1902135号、令和元年7月5日付け原規規発第1907054号、令和2年3月25日付け原規規発第2003251号、令和2年3月30日付け原規規発第20033014号、令和2年9月

17日付け原規規発第2009176号、令和2年10月23日付け原規規発第2010231号、令和3年7月1日付け原規規発第2107011号、令和3年10月27日付け原規規発第2110278号及び令和4年8月8日付け原規規発第2208085号で変更認可を受けた川内原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線部は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 受電系統の変更に伴う変更

川内原子力発電所の特高開閉所については、外部電源の信頼性確保の観点から、受電系統を2ルート3回線から3ルート6回線に変更し外部電源回線数の増強を図るとともに開閉所の設置場所が変更となることから、関連する以下の条文の変更を行う。

- ・ 第71条 (外部電源)
- ・ 第87条 (予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合) 表87-1
- ・ 第109条 (周辺監視区域) 図109-1
- ・ 添付4 (管理区域図)
- ・ 添付5 (保全区域図)

(2) 記載の適正化に伴う変更

記載の適正化に伴い以下の条文の変更を行う。

- ・ 第109条 (周辺監視区域) 図109-1
- ・ 添付4 (管理区域図)
- ・ 添付5 (保全区域図)

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。
- (2) 本規定施行の際、第71条 (外部電源) については、220kV送電線の多重化に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。
- (3) 本規定施行の際、第87条 (予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合) 表87-1、第109条 (周辺監視区域) 図109-1、添付4 (管理区域図) 及び添付5 (保全区域図) については、連絡用変圧器に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。

以 上

川内原子力発電所原子炉施設保安規定
変更前後比較表

枠囲みの内容については、商業機密に係る事項又はテロ対策
における機密に係る事項であるため公開できません。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考								
<p>(外部電源)</p> <p>第 71 条 モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源^{*1}は、表 71-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、及び1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>なお、予備変圧器から所内負荷へ給電時は、220kV送電線の電流値を確認する。</u></p> <p>3 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 71-2 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、保修課長に通知する。通知を受けた保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第77条及び第78条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。</p> <p>表 71-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">外部電源</td> <td>(1)3回線^{*2}以上が動作可能であること^{*3} (2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{*4*5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする（以下、各条において同じ）。</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所又は開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p> <p>※5：1つの変電所又は開閉所のルートにより供給している場合であっても、設備構成として、別ルート（川薩系統開閉所又は新鹿兒島変電所を経由した受電可能なルート）での連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとみなすことができる。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	外部電源	(1)3回線 ^{*2} 以上が動作可能であること ^{*3} (2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{*4*5}	<p>(外部電源)</p> <p>第 71 条 モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源^{*1}は、表 71-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、及び1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 71-2 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、保修課長に通知する。通知を受けた保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第77条及び第78条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。</p> <p>表 71-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">外部電源</td> <td>(1)3回線^{*2}以上が動作可能であること^{*3} (2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{*4*5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする（以下、各条において同じ）。</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所又は開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p> <p>※5：1つの変電所又は開閉所のルートにより供給している場合であっても、設備構成として、別ルートでの連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとみなすことができる。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	外部電源	(1)3回線 ^{*2} 以上が動作可能であること ^{*3} (2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{*4*5}	<p>・受電系統の変更に伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限									
外部電源	(1)3回線 ^{*2} 以上が動作可能であること ^{*3} (2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{*4*5}									
項 目	運 転 上 の 制 限									
外部電源	(1)3回線 ^{*2} 以上が動作可能であること ^{*3} (2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{*4*5}									

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前				変 更 後				備 考																																																										
表 71-2 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">条 件</th> <th style="width: 55%;">要求される措置</th> <th style="width: 30%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値^{※6}を確認する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>及び A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 動作可能な外部電源が2回線である場合</td> <td>B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値^{※6}を確認する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>及び B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 及び 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値^{※6}を確認する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>及び C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。又は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D. 動作可能な外部電源が1回線である場合</td> <td>D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値^{※6}を確認する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>及び D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>E. 動作可能な外部電源が1回線である場合 及び ディーゼル発電機1基が動作不能である場合^{※エ}</td> <td>E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1回線又はディーゼル発電機1基を復旧する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>F. 全ての外部電源が動作不能である場合</td> <td>F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>				条 件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{※6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回	及び A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	30日	B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{※6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回	及び B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	30日	C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 及び 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{※6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回	及び C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。又は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	20日	D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{※6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回	及び D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	10日	E. 動作可能な外部電源が1回線である場合 及び ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 ^{※エ}	E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1回線又はディーゼル発電機1基を復旧する。	12時間	F. 全ての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	24時間	表 71-2 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">条 件</th> <th style="width: 55%;">要求される措置</th> <th style="width: 30%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>及び A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 動作可能な外部電源が2回線である場合</td> <td>B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>及び B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 及び 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>及び C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。又は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D. 動作可能な外部電源が1回線である場合</td> <td>D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>及び D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>E. 動作可能な外部電源が1回線である場合 及び ディーゼル発電機1基が動作不能である場合^{※エ}</td> <td>E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1回線又はディーゼル発電機1基を復旧する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>F. 全ての外部電源が動作不能である場合</td> <td>F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>				条 件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	4時間 その後の1日に1回	及び A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	30日	B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	4時間 その後の1日に1回	及び B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	30日	C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 及び 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	4時間 その後の1日に1回	及び C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。又は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	20日	D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	4時間 その後の1日に1回	及び D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	10日	E. 動作可能な外部電源が1回線である場合 及び ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 ^{※エ}	E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1回線又はディーゼル発電機1基を復旧する。	12時間	F. 全ての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	24時間	・受電系統の変更に伴う変更
条 件	要求される措置	完了時間																																																																
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{※6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回																																																																
	及び A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	30日																																																																
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{※6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回																																																																
	及び B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	30日																																																																
C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 及び 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{※6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回																																																																
	及び C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。又は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	20日																																																																
D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{※6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回																																																																
	及び D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	10日																																																																
E. 動作可能な外部電源が1回線である場合 及び ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 ^{※エ}	E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1回線又はディーゼル発電機1基を復旧する。	12時間																																																																
F. 全ての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	24時間																																																																
条 件	要求される措置	完了時間																																																																
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	4時間 その後の1日に1回																																																																
	及び A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	30日																																																																
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	4時間 その後の1日に1回																																																																
	及び B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	30日																																																																
C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 及び 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	4時間 その後の1日に1回																																																																
	及び C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。又は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	20日																																																																
D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	4時間 その後の1日に1回																																																																
	及び D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	10日																																																																
E. 動作可能な外部電源が1回線である場合 及び ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 ^{※エ}	E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1回線又はディーゼル発電機1基を復旧する。	12時間																																																																
F. 全ての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	24時間																																																																

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																														
<p>表 71-2 (続き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">条 件</th> <th style="width: 50%;">要求される措置</th> <th style="width: 25%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">G. モード1、2、3及び4において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>G.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>G.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H. モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>H.1 保修課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する^{※8}。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び H.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：電流値の確認については、220kV 送電線の電流値を確認する。(予備変圧器から所内負荷へ給電時)</p> <p>※7：モード1、2、3及び4以外においては、ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。</p> <p>※8：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	G. モード1、2、3及び4において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	G.2 当直課長は、モード5にする。	56時間	H. モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	H.1 保修課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する ^{※8} 。	速やかに	及び H.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	及び H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに	<p>表 71-2 (続き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">条 件</th> <th style="width: 50%;">要求される措置</th> <th style="width: 25%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">G. モード1、2、3及び4において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>G.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>G.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H. モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>H.1 保修課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する^{※7}。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び H.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：モード1、2、3及び4以外においては、ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。</p> <p>※7：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	G. モード1、2、3及び4において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	G.2 当直課長は、モード5にする。	56時間	H. モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	H.1 保修課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する ^{※7} 。	速やかに	及び H.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	及び H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに	<p>・受電系統の変更に伴う変更</p>
条 件	要求される措置	完了時間																														
G. モード1、2、3及び4において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																														
	G.2 当直課長は、モード5にする。	56時間																														
H. モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	H.1 保修課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する ^{※8} 。	速やかに																														
	及び H.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに																														
	及び H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに																														
条 件	要求される措置	完了時間																														
G. モード1、2、3及び4において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																														
	G.2 当直課長は、モード5にする。	56時間																														
H. モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	H.1 保修課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する ^{※7} 。	速やかに																														
	及び H.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに																														
	及び H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに																														

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

表 87-1

問題本文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第 69 条	・中央制御室非常用電源系	点検対象みぎが第 69 条の適用モード内のモード 1、2、3、4、5、6 及び非常用電源機ピットに燃料体を打戻している期間	・点検対象みぎが第 69 条(80-10-2)の適用モード内の燃料ピットに燃料体を打戻している期間	点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回
第 71 条	・冷却電源			
第 83 条 (80-10-2)	・水循環速度異常を構成する弁 ・入ガスポンプライン圧降装置 ・可搬型格納容器水循環装置監視監視部 ・使用済燃料ピットへの排水ポンプによる使用済燃料ピットへの排水系を構成する弁 (SIP 排水系を 1 系統確保し実施)	点検対象みぎが第 83 条(80-10-2)の適用モード内の燃料ピットに燃料体を打戻している期間	・静電式水循環装置監視監視部又は静電式水循環装置監視監視部が動作可能であることを確認すること ・使用済燃料ピットの水位が 0.1±0.70m 以上及び水漏れが 65℃以下であることを確認すること ・可搬型電動圧入ポンプ (可搬型電動ポンプ用非常電源含む) 又は可搬型ディーゼルスポンプによる使用済燃料ピットへのスプレードレーン系が動作可能であることを至近の記録により確認すること	点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回
第 83 条 (80-12-1)	・使用済燃料ピット温度 (SU) (指示監視部含む) ・使用済燃料ピット圧力監視カメラ ・使用済燃料ピット水位 (広域) (使用済燃料ピット監視用空気供給システム含む) 指示監視部 ・使用済燃料ピット周の線量率指示監視部 ・大容量空冷式発電機用給油ポンプ (モータ含む) ・大容量空冷式発電機用給油ポンプによる大容量空冷式発電機への給油系を構成する弁 ・蓄電池 (3 系統用)	モード 1、2、3、4、5及び6以外	・所定のディーゼルスポンプが動作可能であることを確認すること ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを至近の記録により確認すること ・所定のディーゼルスポンプを確認し、使用可能であることを確認すること ・発電機 (中容量発電機車又は高圧発電機車) 及び変圧器系が動作可能であることを至近の記録により確認すること ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを至近の記録により確認すること ・代形システムメータが動作可能であることを確認すること	点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (80-15-1)	・可搬型格納容器水循環装置監視監視部	モード 1、2、3、4、5及び6以外	・静電式水循環装置又は高圧発電機車が動作可能であることを確認すること ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを至近の記録により確認すること	点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (80-15-6)	・重大事故対応用圧力器 ・重大事故対応用圧力器受電盤	モード 1、2、3、4、5及び6以外	・所定のディーゼルスポンプを確認し、使用可能であることを確認すること ・発電機 (中容量発電機車又は高圧発電機車) 及び変圧器系が動作可能であることを至近の記録により確認すること	点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (80-15-8)	・燃料油削減タンク	モード 1、2、3、4、5及び6以外	・中容量発電機車又は高圧発電機車が動作可能であることを確認すること ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを至近の記録により確認すること	点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (80-16-1)	・原子炉下部キャビティ水位 ・可搬型格納容器水循環装置監視監視部	モード 5 (80-16-1)の適用モード内	・静電式水循環装置又は高圧発電機車又は静電式水循環装置監視監視部が動作可能であることを確認すること ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを至近の記録により確認すること	点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回

表 87-1

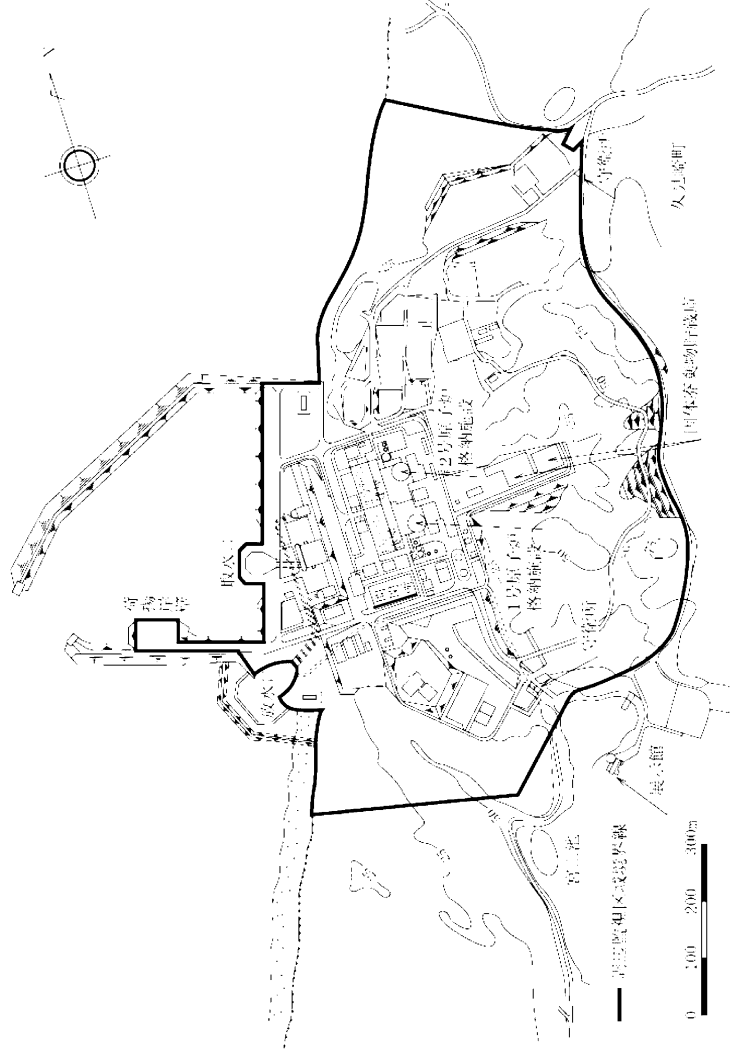
問題本文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第 69 条	・中央制御室非常用電源系	点検対象みぎが第 69 条の適用モード内のモード 1、2、3、4、5、6 及び非常用電源機ピットに燃料体を打戻している期間	・点検対象みぎが第 69 条(80-10-2)の適用モード内の燃料ピットに燃料体を打戻している期間	点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回
第 83 条 (80-10-2)	・水循環速度異常を構成する弁 ・入ガスポンプライン圧降装置 ・可搬型格納容器水循環装置監視監視部 ・使用済燃料ピットへの排水ポンプによる使用済燃料ピットへの排水系を構成する弁 (SIP 排水系を 1 系統確保し実施)	点検対象みぎが第 83 条(80-10-2)の適用モード内の燃料ピットに燃料体を打戻している期間	・静電式水循環装置監視監視部又は静電式水循環装置監視監視部が動作可能であることを確認すること ・使用済燃料ピットの水位が 0.1±0.70m 以上及び水漏れが 65℃以下であることを確認すること ・可搬型電動圧入ポンプ (可搬型電動ポンプ用非常電源含む) 又は可搬型ディーゼルスポンプによる使用済燃料ピットへのスプレードレーン系が動作可能であることを至近の記録により確認すること	点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回
第 83 条 (80-12-1)	・使用済燃料ピット温度 (SU) (指示監視部含む) ・使用済燃料ピット圧力監視カメラ ・使用済燃料ピット水位 (広域) (使用済燃料ピット監視用空気供給システム含む) 指示監視部 ・使用済燃料ピット周の線量率指示監視部 ・大容量空冷式発電機 ・大容量空冷式発電機用給油ポンプ (モータ含む) ・大容量空冷式発電機用給油ポンプによる大容量空冷式発電機への給油系を構成する弁 ・蓄電池 (3 系統用)	モード 1、2、3、4、5及び6以外	・所定のディーゼルスポンプを確認し、使用可能であることを確認すること ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを至近の記録により確認すること ・所定のディーゼルスポンプを確認し、使用可能であることを確認すること ・発電機 (中容量発電機車又は高圧発電機車) 及び変圧器系が動作可能であることを至近の記録により確認すること ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを至近の記録により確認すること ・代形システムメータが動作可能であることを確認すること	点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (80-15-1)	・可搬型格納容器水循環装置監視監視部	モード 1、2、3、4、5及び6以外	・静電式水循環装置又は高圧発電機車が動作可能であることを確認すること ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを至近の記録により確認すること	点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (80-15-6)	・重大事故対応用圧力器 ・重大事故対応用圧力器受電盤	モード 1、2、3、4、5及び6以外	・所定のディーゼルスポンプを確認し、使用可能であることを確認すること ・発電機 (中容量発電機車又は高圧発電機車) 及び変圧器系が動作可能であることを至近の記録により確認すること	点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (80-15-8)	・燃料油削減タンク	モード 1、2、3、4、5及び6以外	・中容量発電機車又は高圧発電機車が動作可能であることを確認すること ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを至近の記録により確認すること	点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回
第 83 条 (80-16-1)	・原子炉下部キャビティ水位 ・可搬型格納容器水循環装置監視監視部	モード 5 (80-16-1)の適用モード内	・静電式水循環装置又は高圧発電機車又は静電式水循環装置監視監視部が動作可能であることを確認すること ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを至近の記録により確認すること	点検前 ⁸³ その後の 10 日に 1 回 点検前 ⁸³ その後の 1 週間に 1 回

・受電系統の変更に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

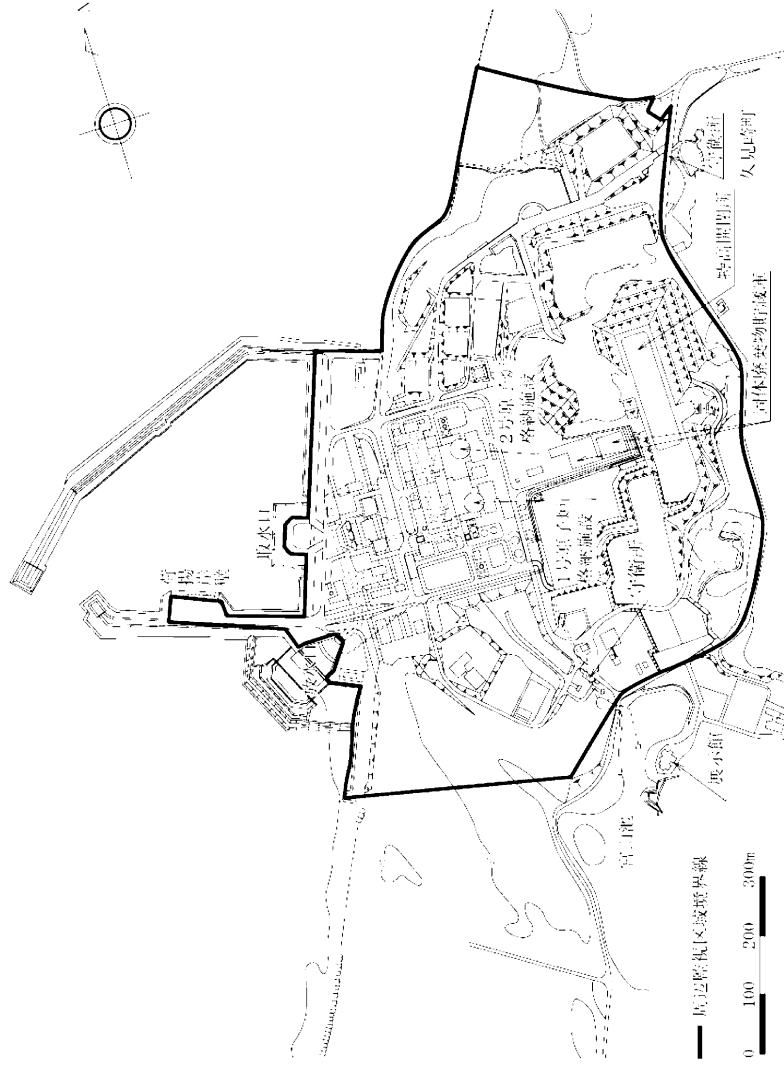
変更前

図109-1 周辺監視区域



変更後

図109-1 周辺監視区域



備考

- ・受電系統の変更に伴う変更
- ・記載の適正化
(敷地造成の反映)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、2022年8月17日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機（モード1、2、3及び4以外）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 <u>緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更に係る規定については、緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機（モード1、2、3及び4以外）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 <u>本規定施行の際、第71条（外部電源）については、220kV送電線の多重化に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</u></p> <p>4 <u>本規定施行の際、第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）表87-1、第109条（周辺監視区域）図109-1、添付4（管理区域図）及び添付5（保全区域図）については、連絡用変圧器に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</u></p>	<p>・受電系統の変更に伴う変更</p> <p>・記載の適正化 (適用済みのため、変更前の第3項を削除) (敷地造成の反映)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考				
(規定なし)	<p><附則第3項 従前の例> (外部電源)</p> <p>第71条 モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源^{※1}は、表71-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、及び1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p>なお、予備変圧器から所内負荷へ給電時は、220kV送電線の電流値を確認する。</p> <p>3 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、保修課長に通知する。通知を受けた保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第77条及び第78条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。</p> <p>表71-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">外部電源</td> <td>(1)3回線^{※2}以上が動作可能であること^{※3} (2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{※4※5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする（以下、各条において同じ）。</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所又は開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p> <p>※5：1つの変電所又は開閉所のルートにより供給している場合であっても、設備構成として、別ルート（川薩系統開閉所又は新鹿兒島変電所を経由した受電可能なルート）での連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとみなすことができる。</p>	項 目	運転上の制限	外部電源	(1)3回線 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3} (2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4※5}	<p>・受電系統の変更に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限					
外部電源	(1)3回線 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3} (2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4※5}					

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																													
(規定なし)	<p><附則第3項 従前の例> 表 71-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">条 件</th> <th style="width: 40%;">要求される措置</th> <th style="width: 30%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値^{*6}を確認する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>及び A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 動作可能な外部電源が2回線である場合</td> <td>B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値^{*6}を確認する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>及び B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 及び 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値^{*6}を確認する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>及び C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。又は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D. 動作可能な外部電源が1回線である場合</td> <td>D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値^{*6}を確認する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>及び D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>E. 動作可能な外部電源が1回線である場合 及び ディーゼル発電機1基が動作不能である場合^{*7}</td> <td>E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1回線又はディーゼル発電機1基を復旧する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>F. 全ての外部電源が動作不能である場合</td> <td>F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{*6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回	及び A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	30日	B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{*6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回	及び B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	30日	C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 及び 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{*6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回	及び C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。又は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	20日	D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{*6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回	及び D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	10日	E. 動作可能な外部電源が1回線である場合 及び ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 ^{*7}	E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1回線又はディーゼル発電機1基を復旧する。	12時間	F. 全ての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	24時間	<p>・受電系統の変更に伴う変更</p>
条 件	要求される措置	完了時間																													
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{*6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回																													
	及び A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	30日																													
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{*6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回																													
	及び B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	30日																													
C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 及び 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{*6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回																													
	及び C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。又は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	20日																													
D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していること及び電流値 ^{*6} を確認する。	4時間 その後の1日に1回																													
	及び D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	10日																													
E. 動作可能な外部電源が1回線である場合 及び ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 ^{*7}	E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1回線又はディーゼル発電機1基を復旧する。	12時間																													
F. 全ての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	24時間																													

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考															
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第3項 従前の例> 表 71-2 (続き)</p> <table border="1" data-bbox="1064 284 1856 635"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">G. モード1、2、3及び4において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>G.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>G.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H. モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>H.1 保修課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する^{※8}。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>H.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：電流値の確認については、220kV 送電線の電流値を確認する。(予備変圧器から所内負荷へ給電時)</p> <p>※7：モード1、2、3及び4以外においては、ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。</p> <p>※8：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	G. モード1、2、3及び4において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	G.2 当直課長は、モード5にする。	56時間	H. モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	H.1 保修課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する ^{※8} 。	速やかに	H.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに	<p>・受電系統の変更に伴う変更</p>
条 件	要求される措置	完了時間															
G. モード1、2、3及び4において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直課長は、モード3にする。	12時間															
	G.2 当直課長は、モード5にする。	56時間															
H. モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	H.1 保修課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する ^{※8} 。	速やかに															
	H.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに															
	H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに															

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

(規定なし)

変更後

備考

<附則第4項 従前の例>

表 87-1 間接系文 第69条	点検対象設備	更新系運用時 点検対象外号炉が第69条 の適用モード内	点検後の措置	点検頻度
第71条	・外部電源	モード1、2、3、4、 5、6及び毎週燃料ピ ットと燃料体を削減し ている期間	・当該対象外号炉の当系が動作可能であることを確認 する。 ・動作可能が外部電源について、電圧が確立していること を確認する。 ・内取の1、2号炉のディーゼル発電機が動作可能である ことを確認する。	点検頻度 ³ その後の10日に1回
第82条 (83-10-2)	・水素濃度監視器を構成する弁 ・Aガスクラッキング圧縮装置 ・可搬式燃料貯蔵本系装置は運転開始時監視用第 二燃料ピットに輸送した本系装置を構成する弁 ・使用燃料ピットへの注水系を構成する弁 (SP注水系を1系統除く)	点検対象外号炉が第83条 (83-10-2)の適用モ ード内	・燃料貯蔵本系装置が監視用第二燃料ピットに輸送され 燃料貯蔵動作監視装置が動作可能であることを確認す る。 ・使用燃料ピットの水位が12.70m以上及び水温が 65℃以下であることを確認する。	点検頻度 ³ その後の10日に1回
第83条 (83-12-1)	・使用燃料ピット温度 (SN) 燃料監視部 (W) ・使用燃料ピット状態モニター ・使用燃料ピット水位 (LS) (使用燃料 監視部) ・使用燃料ピット周回輸送非監視部	使用燃料ピットに燃料 体を削減している期間	・燃料貯蔵動作監視装置が動作可能であることを確認す る。 ・使用燃料ピットに燃料ピット水位が12.70m以上及び水温が 65℃以下であることを確認する。	点検頻度 ³ その後の1週間に1回
第83条 (83-15-1)	・大容量空冷式発電機 ・大容量空冷式発電機田除油ポンプ (ベータ合 む) ・大容量空冷式発電機田除油ポンプによる大容 量空冷式発電機への給油系を構成する弁 ・蓄電池 (3系統目)	モード1、2、3、4、 5及び6以外	・内取のディーゼル発電機が動作可能であることを確認す る。 ・中容量発電機又は高圧発電機が動作可能であることを 確認する。 ・内取のディーゼル発電機が動作可能であることを至近の 記録により確認する。 ・中容量発電機又は高圧発電機が動作可能であることを至近の 記録により確認する。 ・中容量発電機又は高圧発電機が動作可能であることを至近の 記録により確認する。 ・中容量発電機又は高圧発電機が動作可能であることを至近の 記録により確認する。	点検頻度 ³ 1回
第83条 (83-15-4)	・蓄電池 (重入事故等対知用)	モード1、2、3、4、 5及び6以外	・中容量発電機又は高圧発電機が動作可能であることを至近の 記録により確認する。 ・中容量発電機又は高圧発電機が動作可能であることを至近の 記録により確認する。	点検頻度 ³ 1回
第83条 (83-15-6)	・重入事故等対知用圧力調整 ・重入事故等対知用圧力調整	モード1、2、3、4、 5及び6以外	・中容量発電機又は高圧発電機が動作可能であることを至近の 記録により確認する。 ・中容量発電機又は高圧発電機が動作可能であることを至近の 記録により確認する。	点検頻度 ³ 1回
第83条 (83-15-8)	・燃料油貯蔵タンク	モード1、2、3、4、 5及び6以外	・中容量発電機又は高圧発電機が動作可能であることを至近の 記録により確認する。 ・中容量発電機又は高圧発電機が動作可能であることを至近の 記録により確認する。	点検頻度 ³ 1回
第83条 (83-16-1)	・原子炉1部キヤベライズ ・可搬式燃料貯蔵本系装置監視用監視用監視部	モード5 点検対象外号炉が第83条 (83-16-1)の適用モー ード内	・燃料貯蔵動作監視装置が動作可能であることを確認す る。 ・燃料貯蔵動作監視装置が動作可能であることを確認す る。	点検頻度 ³ その後の10日に1回

・受電系統の変更に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

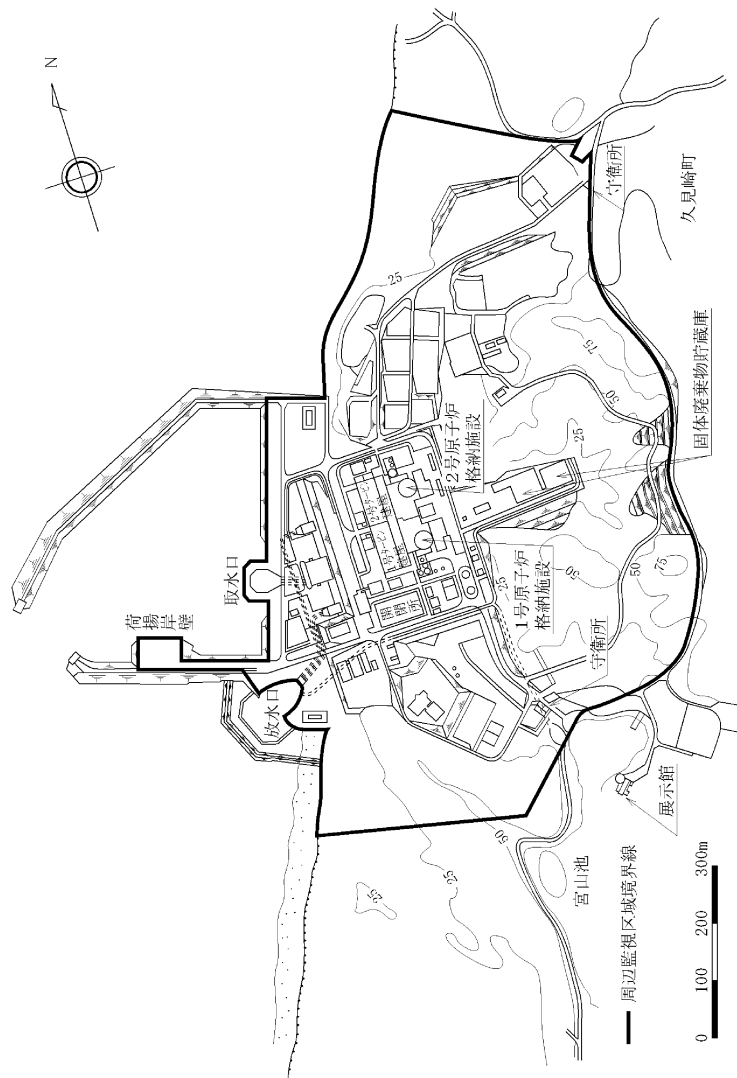
変更前

(規定なし)

変更後

<附則第4項 従前の例>

図1109-1 周辺監視区域



備考

- ・受電系統の変更に伴う変更
- ・記載の適正化
(敷地造成の反映)



川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第4項 従前の例> 添付4 管理区域図</p> <div data-bbox="1093 288 1883 1414" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p>1. 管 理 区 域 全 体 図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受電系統の変更に伴う変更 ・記載の適正化 (敷地造成の反映)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第4項 従前の例> 添付5 保安区域図</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">保 全 区 域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受電系統の変更に伴う変更 ・記載の適正化 (敷地造成の反映)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付4 管理区域図</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">二. 管理区域全体図</p> 	<p>添付4 管理区域図</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">二. 管理区域全体図</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・受電系統の変更に伴う変更 ・記載の適正化 (敷地造成の反映)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付5 保全区域図</p> <div style="border: 1px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 50px; top: 400px;">保 全 区 域</p>	<p>添付5 保全区域図</p> <div style="border: 1px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 50px; top: 400px;">保 全 区 域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受電系統の変更に伴う変更 ・記載の適正化 (敷地造成の反映)